

第百六十四回国会 参議院財政金融委員会會議録第十一号

平成十八年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

白 眞勲君

補欠選任

富岡由紀夫君

三月二十八日

辞任

秋元 司君

補欠選任

片山虎之助君

富岡由紀夫君

山根 隆治君

山口那津男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

池口 修次君

岩井 國臣君

田村耕太郎君

中川 雅治君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

委員

泉 信也君

片山虎之助君

田浦 直君

田中 直紀君

鶴保 庸介君

野上浩太郎君

溝手 顕正君

若林 正俊君

尾立 源幸君

大久保 勉君

大塚 耕平君

平野 達男君

広田 一君

国務大臣

財務大臣

副大臣

財務副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

防衛施設庁建設部長

財務省主計局次長

財務省関税局長

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

国土交通大臣官房官庁営繕部長

山内 正和君

鈴木 正規君

竹内 洋君

増田 敏明君

吉田 岳志君

奥田 修一君

山根 隆治君

山本 孝史君

荒木 清寛君

大門実紀史君

糸数 慶子君

谷垣 禎一君

赤羽 一嘉君

三浦 一水君

後藤 茂之君

藤澤 進君

山内 正和君

鈴木 正規君

竹内 洋君

増田 敏明君

吉田 岳志君

奥田 修一君

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、秋元司君及び浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として片山虎之助君及び山口那津男君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として財務省関税局長竹内洋君外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○広田一君 どうも、民主党・新緑風会の広田一でございます。

本題に入ります前に、税関事務所など庁舎の耐震について気になる報道がございましたので、御質問をさせていただきます。

去る一月四日の読売新聞の報道によりますと、こちらにいらっしゃいます大塚委員の御地元でございますが、名古屋税関が入居いたしております名古屋港湾合同庁舎が、震度六弱の地震で倒壊する危険性があることが分かったとの報道がございました。この指摘が事実なのかどうか。

そして、あわせて、この名古屋港湾合同庁舎というものは、東海地震などが発生した場合、大規模災害のときには救助、救援の拠点となる施設で、官庁の中でも最も高い耐震基準が求められるI類に分類されているというふうに聞きますが、そのとおりでしょうか。併せて後藤政務官にお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(後藤茂之君) まず、名古屋港湾合同庁舎の耐震性が低いのではないかと指摘があった点でございますけれども、この名古屋港湾合同庁舎の建物、昭和五十六年のいわゆる新耐震基準が導入される前のいわゆる基準で設計されているわけでございますけれども、当時の設計基準では、震度五強程度の中規模地震に対して損傷しないということは確認をされておりますけれども、大規模地震、いわゆる東海地震レベルで倒壊又は崩壊しないという確認はなされておられません。

このため、耐震診断を実施いたしまして、必要とされる現行の耐震性を満足しているのかどうか調査をいたしましたけれども、耐震性を満足していないということが明らかになっておりますので、御指摘のとおり、防災拠点施設でありますし、東海地震の地震防災対策強化地域にあるということから、一日も早い耐震化対策が必要であるというふうに考えております。

それから、後先になりましたが、構造体I類であるのかどうかということについての御尋ねに對しましては、この名古屋港湾の合同庁舎といたしましてはI類の対象となっております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

政務官の御答弁で、耐震の方は満足していないというふうなお話と、一日も早い耐震補強を行いたいという旨の御答弁がございましたけれども、繰り返しになりますが、大規模災害のときに救助、救援の拠点施設がもし仮に倒壊し、使えないということになりましたらしやれにもなりません。

○委員長(池口修次君) 本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委

せんし、まして耐震機能が不十分なことが分かったまま放置されてそのような事態になれば、人災等のそしりも受けかねません。予算の制約があるのは重々承知をした上で、ございますけれども、政務官の御答弁のとおり、一日も早い耐震改修等を実行していただきますように強く要望をさせていただきますと思います。

あわせて、赤羽副大臣の方にお伺いしたいと思っております。税関関係で申し上げますと、阪神・淡路大震災のとき、神戸税関の本館庁舎が強い耐震性のために倒壊を免れまして本部機能が麻痺しなかったというふう聞いております。公共施設の耐震補強につきましては、いつ起こるか分からないというふうな観点からも、災害と時間との勝負という面もあるわけです。

先ほど御説明があったように、昭和三十年代から四十年代にかけて建築された庁舎などは、今の基準等から見ますと耐震基準を満たしていない庁舎が大量に存在すると聞いております。一般会計からの繰入れを廃止するなどの特定国有財産特別会計の見直し、これと関係するかもしれないけれども、財政が厳しいときだからこそ、優先順位をはっきりさせながらの計画的な整備が求められるんじゃないか、こういうふうな考えますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(赤羽一嘉君) 実は私も神戸市選出の衆議院議員でございまして、十一年前の阪神・淡路大震災は正に被災地で被災を体験しました。

今お話ありました神戸税関は大丈夫だったわけでありまして、神戸市役所の旧庁舎は、テレビでも御記憶あるかと思いますが六階部分がべしやんこになりまして、実は六階部分というのは水道局が入ってあったところございまして、市内の配管図が全く手元に残らなかったと。ですから、ライフラインである水道管の整備というのは復旧は大変遅れたといった、私は大変今でも鮮烈に覚えている体験がございます。

そういった観点からも踏まえまして、今先生御指摘のように、特にI類の施設の耐震化というの

は、財政的な状況はあるにせよ、計画的にまた可及的速やかにその耐震化を進めていくというのは大変大事だというふうに認識をしております。

そういった中で、政府を挙げて、昨年度の特別国会でも耐震改修促進法という新しい法も制定をいたしましたし、今回の税制改正においても、耐震改修費用に関する促進税制というのも税制改正として新設をさせていただきました。また、避難所になる学校の耐震化も進めようということで、いわゆる安全・安心な学校づくり交付金というののも創設をするなど、政府を挙げて耐震化を進めているところでございます。

この官舎に関する耐震化を進めるという意味では、今御指摘にありましたように、今回、特定国有財産整備特別会計の制度改正を行わせていただきました。この改正により、今まで全国の省庁で不要不急になった財産、こういったものを売却処分することによって、それを財源にして必要な耐震性を備えた合同庁舎の整備財源にできるという仕組みをつくらせていただきました。これまで国土交通省官舎部が整備した庁舎のうち三分の一程度が耐震性が満たしていないという、そういった報告もございまして、今回、新しい制度改正が、まだ今審議をお願いしているところでございまして、実現次第、この新しい仕組みを積極的に活用することを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○広田一君 是非ともまたよろしくお願い申し上げます。

以上、耐震化についての御質問は以上でございますので、後藤政務官、大変お忙しいときに誠にありがとうございます。

それでは、知的財産侵害物品の取締りに関連してお伺いをしたいと思います。

年比三四・四%と急激な増加となっております。こういった中でも特筆すべきことは、差止め件数の割合が、韓国仕出しが五〇・三%、中国仕出しが三六・七%と、両国で八七%を占めていること、同様に、差止め点数も両国合わせて七八・七%を占めているところでございます。

これに対して、被害額もこれは中途半端ではございません。同じく十六年にこれは特許庁が公表したものでございますけれども、模倣品被害の経済的影響に関する分析調査報告では、中国、台湾、韓国、タイ、四か国で日本企業の被害額といったものが利益ベースで一兆五千三百億、そのうち韓国が千八百五十三億、中国が五千六百二十七億、台湾が千七百四十四億、中国が九兆三千四百七十四億円というふうになっております。

この後、水際対策の強化についての議論を進めるわけでございますけれども、言うまでもなく、本を正さなければ根本的な解決にはつながらないだろうと思っております。韓国、中国からのこういった仕出しの差止め件数並びに点数がなぜ被害額も含めてこれほどまでに両国に特化しているのか、多いのか、政府の分析をまずお聞かせ願いたいと思っております。

その背景分析というのはなかなか難しいものがあるんですが、実は私、これもちょっと個人的な話なんですけれども、二十年ほど前に三井物産の北京駐在をしておりまして、本社からカルピスと全く同じ商品が製造されているということで調査に行つていと言われまして、北京の郊外のもう本場に掘つて建て小屋みたいな工場のところに行きまして、そこで行つたら実際のカルピスと同じ商品を作っている。私たちはその調査に来たというのに、そのカルピスを出してくるんです。これはもう全く、知的財産権の侵害ということに対する認識度が全くなかったと。

ですから、当時はそういったことで、平気で売れている商品だからまねしてみようみたいなことというのは多分多かったのではないかと思います。最近の統計とかジェトロの報告等々を見ておりますと、かなり被害を受けている企業、我が国の企業も、その業種いろいろところに拡大もしていますし、その扱いも高度技術化、大規模流通化もしておる実態がありまして、これは本当に何とか根本からその実態を把握していかなければいけないというふうに私も思っております。

後ほどの御質問にも出るかもしれませんが、この知的財産侵害物品の水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ税関の相互支援協定の締結の取組を推進すること、これについては韓国とは締結済みでございますし、中国ともその最終段階にあるものというふうに認識をしております。

また、官民併せての知的財産保護官民合同訪中団等々にも参加をされておりますし、先ごろ行われた、これも後で御質問あれば御答弁、大臣の方からもあるかもしれませんが、日中対話等々でそういったことをテーマにして真剣に議論を進めているところでございます。

以上でございます。

○広田一君 どうもありがとうございます。

赤羽副大臣の方から、商標権の侵害物品が圧倒的多数であるというふうな御紹介と、個人的なこ

れまでの御経験を基にされて知的財産に対する認識度の低さというのを感じたというふうなお話がありました。

こういったことも関係するかもしれませんが、もちろん韓国、中国にしましてもただ単に放置しているわけではなくて、御承知のとおり、例えば韓国特許庁の韓国の偽造商品追放活動によりますと、知的財産についての適切で合理的な保護は個人の財産権を保護すべき政府の基本的責務であるとして、知的財産の保護が国家の経済発展及び国家間協力強化の根幹になるということで知的財産権について活発な保護活動を展開していると、こういった報告をしたり、同じく中国商務部発表の中国の知的財産保護についても、同様な問題意識から取組をされております。

このように、両国とも知的財産権を重視してその保護活動は積極的にやっていると、先ほど紹介しました統計結果であるとか、赤羽副大臣のこれまでの御経験からのお言葉、そういったことを踏まえて谷垣財務大臣にお伺いしたいんですけれども、こういった両国の取組についての実効性を含めてどのように評価されているのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(谷垣 一 君) 韓国、中国、それぞれの知的財産権等々の法令の整備とかそれから取締りの強化、これは相当図っておられるというふうにも私も認識しているわけです。

実は先日、ある知人の話を聞きますと、息子さんがソウルに旅行に行かれて、どこか私よく聞き落としたけれども、お店でいろいろ買物していたら手入れたというんで、警察官だと思わんですが、ぱっと入ってきて、そういうコピー商品みたいなものを押さえて帰った、その現場で遭遇したという話を聞きました、実は私も何年前にソウルで似たような経験をしておりますので、韓国当局におかれても相当こういう取締りは強化しておられるんじゃないかと、私自身の経験からもそういう印象を持っているわけでございます。

しかしながら、今のお話のように、まだまだ改善の余地があるというのが私は実感だろうと思っております。昨年の六月の知的財産戦略本部が決定しました知的財産推進計画二〇〇五におきましても、「中国をはじめとする海外市場においては、模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業があらゆる業種で増加してきている。」と、こう書いてございまして、また更に一段この辺の取組を強化していただかなきゃならぬと思っております。

○広田 一 君 それに関連してお伺いをしたいんですけれども、大臣おっしゃったように、いろいろ我が国としてもしつかりやってくれといったものを含めての御要請もしているということでございますが、政府についていえば、中国、韓国の模倣品・海賊版問題に対する我が国政府の対応というふうなことをちょっと見させていただけますと、御指摘のように、侵害発生地域に対して、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について関係レベルを始め様々なレベルで強力に要請するというふうに言っております。

具体的には外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、こういった要請活動が紹介されているわけでございますけれども、残念ながら財務省の取組が載っておりません。こういったことをどうしてなのかなというふうに思ってしまったんですけれども、谷垣大臣にお伺いしたいんですけれども、財務省として先ほど述べたような観点からこういった要請活動をしているのか、大臣自身も具体的な要請活動をされたことがあれば御紹介をしていただければと思います。

○国務大臣(谷垣 一 君) 先ほど赤羽副大臣の方からちょっとお話をいたしましたけれども、税関相互支援協定というものを結ぼうということで、韓国とはもう既に締結しているんですが、これは知的財産侵害物品の水際取締りの情報交換等々の規定を盛り込んだものでございまして、つまり知的財産等々についてもこれで情報交換してきちつとやろうということですが、中国との交渉

も最終段階にきているというところでござい

す。それから、これも先ほど赤羽副大臣の方からお話があったけれども、知的財産保護官民合同訪中代表団というのがございまして、何度か行っているわけですが、これにも財務省として参加をしまして、いろいろ対話をしながら水際取締りの強化を要請しているというようなことをやっております。

実は、この間の週末も日中財務対話というのを持ちまして、報道では人民元について話をしたというところになって、もちろんそういう話もしたんですが、竹内関税局長にも一緒に行ってもらいまして、最近の我が国の知的財産侵害物品の水際取締り対策等々についても紹介をさせまして、水際取締りの意義も強調し、中国側にいろいろ呼び掛けたというようなことをやりました。もしあれば、竹内局長の方から補足で説明をさせます。

○政府参考人(竹内 洋 君) 今お話がございました大臣の方の御指示がございまして、中国の当局に問題提起をさせていただいたところでござい

ます。また、実は、私、来週からまた中国でWCOという関税、税関当局の会議がございまして。そのときには向こうの税関当局の最高責任者とも会う予定でございまして、正に今日こういう国会で御議論があったということ踏まえまして、先方に私どもの懸念を伝えさせていただきたいと思っております。

○広田 一 君 是非ともよろしくまたお願いを申し上げます。アジア重視の外交を掲げられる谷垣財務大臣も、今後としつかりと御要請等をしていただければということをお期待を申し上げます。それでは次に、平成十七年度改正の実績についてお伺いしたいと思います。

十七年度改正では特許権などの侵害についての規定が盛り込まれたわけですが、これ

は、例えばあるハンドバッグの権利者が見本を提

供し、ロゴや材質、縫製などを申請して、輸入貨物で類似の疑いがあるものを税関で検査するというものでございます。

また、不正競争防止法で輸入が規制されているもの、例えば一般に市場で売られています紅茶の缶とそっくりな印刷をしたものが輸入されようとしたというふうな例がございまして、更に育成権者の侵害に関しての手続も整備をいたしました。

この例を挙げますと、峰崎委員御地元の北海道が育成しました小豆の品種が中国に持ち出されて栽培されて、我が国に輸入されてしまったというふうな例がございまして、こういったことを受けての十七年度改正だったというふうに理解をしておるわけですが、実際にどのような体制を整えられて、実績等、具体的な取組をお示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(竹内 洋 君) 今委員御指摘のように、十七年度改正につきましては、見本の分解検査、あるいは不正競争防止違反の輸入規制品への追加、農林水産大臣の意見照会制度が盛り込まれた等でございますが、お話のございました運用実績ということでございまして、まだ利用実績は上がっておりません。

また、不正競争防止違反物品につきましては、本年三月からの水際取締りの対象というところでございまして、まだ日にちもたっておりませんので、今、これまでのところ輸入差止めの申立ては来ておりません。

ただ、いずれにいたしましても、不正競争防止違反物品につきましては、これは経産大臣の意見書を提出されるという仕組みになっているほか、農林水産大臣の意見照会制度につきましても関係省庁との連携というふうなことが必要でございまして、実績がないからということではなくて、私ども、こういう制度を有効活用していきたいと思っておりますので、更に関係省庁との連携等を深めていきたいと考えているところでござい

す。

○広田一君 先ほど谷垣大臣が御紹介していただきました知的財産推進計画二〇〇五、ここにも書いてあるんですけれども、「ややもすれば制度改革自体が目的となりその実施に力を入れないこともあるが、特に知的財産に関しては単に制度を改革するだけでは不十分であり、制度の実施により具体的な成果を出すことが重要である。」というふうにこの推進計画にもしっかりと書かれてありますので、是非このことにも御留意されて制度の実施に当たられるよう強く要請をしたいと思っております。

次に、このたびの法改正によりまして、知的財産侵害物品につきましては、輸入の取締りに加えて輸出の取締り制度も整備されるようになります。この背景には、日本が知的財産侵害物品流通の中継地となっているという指摘がございますが、実態はどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 今のお尋ねにございました、中継地になっているということでございますが、昨年十一月に開催されました第二回世界模倣品・海賊版撲滅会議というところがございます。E.U.から知的財産侵害物品について、一般的にリスクが低いと考えられる先進国を経由いたしました、原産地を先進国と見せ掛けるような取引が出てきていることが指摘されて、その一例として、中国製の自動車部品が米国からE.U.に入ってきたというような事例が紹介されているところでございます。

以上、私どももいたしましたが、今のような実例もございまして、日本を仕出し国として輸出されることや、知的財産侵害物品がございまして、中継国として通過するというものも考えられますので、今般の関税法の改正案におきまして、知的財産侵害物品の輸出通過を税関における水際取締りの対象として考えているところでございます。

○広田一君 どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと具体的にお伺いしたいと思うんですけれども、今回、輸出規制の導入に当たりまして、各知的財産法において輸出が侵害行為とされることが前提とされますけれども、輸入規制には該当しまして輸出規制には該当しない例外となる権利関係の侵害物品等はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私どもは税関を持っておりまして、水際取締りということでは、先ほどの知的財産推進計画なんかを踏まえまして、平成十五年以降毎年度法改正を行うというようなことをしているわけですが、今年の十八年度改正におきまして、今御審議をお願いしている改正におきましては、考え方として、それぞれの知的財産法において輸出が侵害行為となるのであれば、それは水際取締りを行っていくという形にしていこうということ、今意匠法等の一部を改正する法律案というのが提出されているわけですが、それと平仄を合わせて関税の仕組みも変えていこうということをやっているわけでございます。

それで、今おっしゃった知的財産侵害物品について、輸入してはならない貨物に該当する一方輸出してはならない貨物に該当しないとなっておりまして、著作権、それから著作権隣接権、それから回路配置利用権を侵害する物品がそういう範疇に入る、そういう範疇といたしまして、それが挙げられるわけでございます。

これらについて今後どうしていくかということですが、これは輸出規制の対象とするか否かについては、それぞれの知的財産法の整備といえますが、検討がこれから進んでいくと思いますので、それと平仄を合わせて私どもも対応するという方針でおるわけでございます。

○広田一君 まさしくそのような御答弁だろうなというふうに思っておったんですけれども、しかしながら大臣、水際取締りの方の責任者というお立場から、また経済閣僚の一人としてもお伺いをしたいんですけれども、著作権等の侵害物品の輸入差止め実績とか申立て件数なんかを見ます

と、御承知のとおり、商標権に次ぐ多さであります。これを輸出禁止対象から外すというふうになりますと、やはりまた、よほど相当な議論があったんじゃないかなというふうに思います。まさしく輸出の取締りの実効性を高めるためには、この著作権等の侵害物品の取締りというのは避けては通れないというふうに、私、著作権については全くの素人なんですけれども、率直に思うわけでございますけれども、省庁間のやり取りとしてどういった意見交換等があったのか、分かる範囲でお聞かせ願えればと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 今お話しした件でございますが、私どもの基本的な考え方といたしましては、やはり権利法とか実体法とか、そこを所管省庁におかれまして、やはりこれを輸出禁止するとか、そういう第一義的な判断をいただいた上で私どもとしては離れを造ると申しますか、水際ということでは処置をするというのが多分法の基本的な考え方の一つだと思っております。

したがって、今回につきましては、経済産業省等から委員お話がございました著作権、著作権隣接権等について侵害物品にするという御判断といたしまして、うちがしゃしゃり出てというような法体系はまだやってないわけでございますが、いずれにいたしまして、御指摘のように、私どもは、水際という非常にここから先はよその国というところで公権力が及ばない世界になっているわけでございますので、毎年毎年の税制、関税改正の中で知的財産立国としての実効性を高めるために、引き続き経済産業省や農林省等はほかの省庁もございまして、議論させていただきたいと考えているところでございます。

○広田一君 たてりからいえばそのような御答弁になるわけなんですけれども、こういうふうなせっかくの議論の機会でございますので、率直にどういうふうに今思われるのかというふうなことを聞きたいわけでございます。

この知的、再度の御紹介で申し訳ないですけど、この推進計画二〇〇五でも、いろんな各種対策については、おっしゃったように、関係府省間で相互に調整を行うことと、また模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議、こういったものを機動的に開催して政策調整を行うんだと、そういうふう

に総合的に実施することが大事なんだと。こういった観点から、著作権侵害物品の輸出差止めとして財務省としてどういうふうにするのか。水際取締りの実効性を高めるために、画竜点睛にならないようにどういうふうにするのかということは、私はやっぱり問題意識を持って取り組んで協議に臨むべきだろうというふうに思います。

この点について、大臣の御所見をいただければと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 委員の問題意識は、私どもも基本的に委員の問題意識と共有しているところでございます。ただ、今局長からの答弁もございましたように、知的財産法自体のその実体法と申しますか、そういうところ、この分野大変進展が激しいところでございますので、毎年毎年やはり検討項目が出てくる、あるいは現在まだ十分検討できてない分野というのもあるかと思っております。したがって、実体法とあんまり乖離ができて問題がございまして、よく私どもも問題意識を持って経済産業省、あるいは文化庁もあるかと思いますが、協議をして、遺漏なきようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○広田一君 是非ともよろしくお願い申し上げます。

次に、テロ対策についてお伺いをしたいと思います。平成十七年度の改正で爆発物などが、今回の十八年度改正では病原体等が取締り対象となりまして、税関のテロ対策への取組が強化されることとなります。言うまでもなく、病原体は非常に不安

定かつ危険であり、慎重な取扱いが求められるわけでありまして、よって保管体制を含めた万全の安全対策が第一義的に求められると思います。

これまでも、生物テロに結び付く疑わしいものについては、税関で発見、警察に通報、鑑定、こういった手順、手続を取っているというふうに関わってございますが、輸入が禁止される貨物に指定されることによりまして、税関が没収する権限を得るとも思われるわけです。

現在の保管体制と法制化された後の体制と比較をして、安全面、手続の迅速化などについてどのようになるのか、この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 今お話のございました生物テロに使用されるおそれの炭疽菌等の病原体につきましては、厚生省の方で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案が国会に提出されたところでございまして、これに合わせまして、関税改正におきましても輸入してはならない貨物に追加することにしたものでございます。

御指摘がございましたように、財務省、税関におきましても、これまでもテロ対策の観点から、関係機関との緊密な連絡の下、通関検査体制の強化等の対策を実施しているところでございますが、特に今回の改正によりまして、輸入される貨物につきまして、税関の水際における一層機動的かつ厳格な取締りが可能となるということでございます。

ただ、仮に、当該貨物が生物テロに使用されるおそれのある病原体であるという疑いが判断される場合には、委員からも御指摘がございましたように、専門的な知見を有する関係機関、厚生労働省、警察、消防庁、防衛庁等と緊密な連絡をいたしまして、その中で、決して税関職員等に、あるいは関係者等に何ら被害が及ばないように適切な対処をまいりたいと思っておりますし、具体的なマニュアルとか、そういうものについても今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

います。

○広田一君 局長の御答弁にございましたように、まさしく税関職員の方々の安全第一といったところを踏まえて対策を講じていただけるように要請をしたいと思っております。

次に、麻薬対策についてなんですけれども、税関における水際取締りの強化として麻薬類を輸出してはならない貨物として規定してありますが、先ほどの知的財産侵害物品同様に輸出にも軸足を置いた施策を打ち出しているわけです。

これまでの出国のときは、航空旅客に対しては税関としてはほぼ実態としてはノーチェックだったわけでございますけれども、今後は新たにブリスを設置したり人員を張り付けるなど、取締りをどのように実施していくのか、具体的に伺いたいと思っております。

○政府参考人(竹内洋君) 御指摘のように、今回の法律改正で麻薬類等を対象とした輸出してはならない貨物の規定を新設することになりました。これによりまして、関税法の規定に基づく直接的な調査を行うことが可能となることから、より効果的な取締りを行うことが期待されるところでございます。

お話がございました航空旅客の輸送品については、実はこれまでも空港内のチェックインカウンターや税関出国カウンター等におきまして必要な取締りを行ってきたところでございまして、今後は直接的な調査もできることになっておりますので、引き続き、空港内における巡回、航空会社への協力要請等を通じて麻薬類に係る不正輸出の取締りに一層努めるなど、更に効果的な取締りを実施していきたいと思っております。

○広田一君 それでは、これまでの議論を踏まえて、定員と組織体制について伺いをしたいと思います。

先ほど来お話がございましたように、我が国の出入国者数や航空貨物や海上貨物の取扱いを示す輸出入申告件数などという業務指標は大変高い伸びを示しております。これは、我が国の交流人口の拡大とか物流の活性化を示すものでありまして、ひいては社会経済の全体の活性化につながるものでございます。それに伴いまして、税関業務に携わる皆さんにはこれまで以上の業務量の拡大が求められるわけです。

さらに、これまで議論してきましたように、テロ対策であるとか麻薬対策、また知的財産侵害物品対策などは今後とも更に事件が悪質化、巧妙化、組織化することに伴って、対策の特殊性、困難性が高まることが予想されます。よって、これまで以上の対策の強化と積極的な取組が求められると思います。

このような状況を踏まえて、行政減量・効率化の有識者会議においても、めり張りのある定員の再配置として、主な増員部門としては治安関係の中に税関が含まれているというふうにお聞きしますが、今後どのように定員確保、研修などの職員の質の向上、効果的な配置を進めていくのか、財務大臣の前は国家公安委員長をされておりました谷垣大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 日本だけではなく、いろいろなテロや何かが起こってまいりますと、どの国でもこの税関業務というのは増えてきていく。それで、また複雑な事案、なかなか難しい事案も増えてきておりますし、テロ対策等は、これは単に日本にとつて関係あるだけじゃなしに、国際的な連携というように十分行っていないかなければならないわけでございますので、税関としても、業務運営の効率化ということはもちろんやらなきゃならないんですが、定員の確保ということも引き続き極めて大事だと私は思っているわけでございます。

それから、今後、そういったところの能力をどう高めていくかということですが、より高度な専門性を持った人材を育てていかなきゃならないということだろうと思っております。したがって、そういった水際で侵害物品取締りに従事する職員であるとか、あるいは原産地規則に関する事務、こういったものも専門的知識がなければできないこととございまして、専門研修の充実といったようなことに今努めているわけでございます。

これ、なかなかこういった分野充実して、定員とかですね、行財政が厳しい折でございますので、相当努力をしなければいけないことだと思っておりますが、こういう流れの中で今後とも大いに努力をしていきたいと考えております。

○広田一君 大臣の方から大いに努力をされているという御答弁があったわけでございますけれども、繰り返しになりますが、これは税関職員の皆さんの業務量というのは、これは必然的に拡大をしてまいります。国全体は行革ということで純減というものを図っていかなければいけないということも私自身も十分承知をするわけでございますけれども、今後、テロ対策とか麻薬とか、いわゆる危険な業務等にも携わるわけでございますので、是非とも税関の現場の皆さん等の意見とかそういったものを十分踏まえて、吸収して、この定員の確保等に積極的に取り組んでいただきたいというふうに強く御要望しておきたいと思っております。

それでは次に、関係機関との連携強化と情報管理体制について伺いたいと思っております。これまで議論してきましたように、取締りの強化に当たりましては警察や海上保安庁など関係機関との連携強化が不可欠でありまして、その一つが情報の共有であります。近年の社会悪物品の摘発事件には組織的な犯罪が散見されるというふうに関心しますが、組織犯罪に対する情報の収集、

分析、活用は適切な管理の下で進めなければなりません。

その一方で、過日は海上自衛隊の護衛艦「あさゆき」から秘密文書を含む業務用データがインターネット上に流出するという信じ難い事件が発生をいたしました。防衛庁では、秘密文書扱いについて訓令で厳しく管理し、秘密文書以外の業務用データを自宅に持ち帰ることも通達で禁止していたというふうに聞きます。昨年十一月には、自衛隊病院の患者の個人情報流出したことが判明し、通達の再徹底を図ったばかりであって、この事件の発生には関係者のショックも大変大きかっただろうというふうに思います。

税関は、先ほど申し上げたように、テロ対策や麻薬対策上、秘密の重要度の高い情報を取り扱うと思いますが、事件を受けて税関の現場でどのような対応をなされたのか、これまでの情報管理体制と併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 今お話のございましたウイニーに関する件でございますが、二月二十四日の内閣官房情報セキュリティセンターからウイニーに対する注意喚起を受けまして、直ちに情報セキュリティの確保について各税関について周知徹底を図ったところでございます。その後、ウイニーの使用につきまして、業務で使用しているパソコンはもちろんのこと、税関職員の個人が自宅で使用しているパソコンについてもウイニーがインストールされていないことの事実を確認する等、情報セキュリティの確保を図ったところでございます。

さらに、事務次官会議から内閣官房等の指示を受けまして、私物パソコンの使用状況の調査を行ったところ、一部の職員におきまして私物パソコン等を業務で使用していたことが判明いたしました。このため、税関におきましては、自宅での使用を含め、個人が所有するパソコン及びパソコン用記憶媒体を業務で使用することは速やかに、もう既に禁止しているところでございます。

○広田一君 禁止をしているということでございます。

まずけれども、防衛庁の場合は再発防止策として職場に持ち込んでいる私物パソコンを一掃する、これはお話にあつたわけでございますけれども、そうすれば、税関の場合、私物パソコンの持込みの実態といったものはどのように把握されているのか。

それと併せて、防衛庁の場合はこの再発防止策として私物パソコンを一掃するというところで、報道によりまして四十億とか七十億とも言われるような多額の費用を掛けてパソコンを購入していくというふうな報道がなされているわけでございますけれども、税関の場合同様な措置をとられるお考えなのかも含めてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 税関の実態でございますが、職員による確認を通じて行ったものでございますが、ウイニーをインストールしたパソコンは職員の自宅のパソコンを含めて発見されておられません。また、私用パソコンを利用していたのは六十八台だという報告を受けているところでございまして、先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、自宅での使用を含め、取りあえず個人が所有するパソコン及びパソコン用記憶媒体を業務で使用することを速やかに禁止したところでございます。

それに伴いまして、業務にどの程度の支障が生ずるかということでございますが、当面のところそのような支障は生じないであろうと思うところでございますが、ただ、いずれにいたしましても、この情報セキュリティというのは非常に、鶏か卵かという言い方も適当かどうか分かりませんが、非常に重要なところでございまして、常に迅速かつ的確に対応できるように、予算措置も含めまして、日々これはもう真剣にやっていると、なかなかいいことだろうと思っているところでございます。

○広田一君 ありがとうございます。日々やられるということでございますので、ただいまの答弁を踏まえてしっかりと対応していただければというふうに思います。

それでは最後に、マレーシアとの経済連携協定に関連してお伺いしたいと思います。昨年十二月に我が国とマレーシアとの経済連携協定が締結されました。今回はそれに伴う規定の整備というものが行われるわけですが、このことに関連してお伺いをいたします。

去る三月七日の経済連携促進に関する主要閣僚打合せで大きく四つの合意がなされました。それを平成十六年の今後の経済連携協定の推進についての基本方針というふうに比較をしますと、相手国に比べて柔軟に協定の内容を変更するということがとられていますが、変更点としてあえて挙げるとすれば、これまで日本政府はEPAを締結することを重視してきたのが、FTAのみにするということも得るというふうになっている点ではないかなというふうに思います。

まず、この柔軟路線、スピードアップ重視によって、EPA交渉からFTA交渉、その他に変更する対象国は具体的にどこなのか。多分、こういった変更をしたというのは、交渉過程において包括的なEPAの締結が難しいというふうに判断されたからだというふうに思いますので、具体的に挙げることであればお示しを願いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 三月七日、委員御指摘のように、関係主要閣僚非公式打合せというのがございまして、私もそれに参加をしたわけですが、委員がおっしゃったように、EPAあるいはFTA、もう少しスピード感をやっぱり持たせられないかということで、少し工夫をしようというところが主なることだったわけでございます。

そこで、今までEPAに力を入れてきたけれども、FTAをもう少し活用できないかというのが主な眼目ではないかとおっしゃいました。それも一つでございます。それから、やはり手法でも少し考えなきゃならないところがあるんじゃないかと。

例えば、今まで、まずEPAを結ぼうということになりますと、まず相互でいろいろ研究会みたいなのを設けてやるわけですが、研究会で一からやっていくとなかなか進まないということがありまして、国によつては、今までこういうモデルでやってきたから、こういうモデルをまずたたき台にしてやらないかと言った方が早く進む場合もある、そういうようなことも、そういう手法も工夫しようということになりました。

それから、EPAだけでなくFTAだけでやるというのはこの国なんだということでございますが、これは、FTAのみとする、やっつけていこうというのは、これは相手国との経済関係に依拠して、相手国とも調整して後決定されることでございますので、現時点で具体的にこの国はFTAだけでやるんだということをまだ申し上げる段階のところは、申し上げられる国は今のところはないと思います。

○広田一君 手法を工夫したというふうなお話もあつたわけでございますけれども、平成十六年のときの基本方針等を踏まえて私自身が思いますに、他国との経済関係とか日本企業の利害に依拠して柔軟に望ましい形の協定を結べば、日本の利益になるという意味で今回の打合せの合意事項というのは評価できると思うんですけども、しかしながら、その一方で、EPA締結に時間が掛かるということとか、マスコミ報道等では中国や韓国の動向が気になって対応したというふうな報道があるんですけども、こういうことは賢明な政府の皆さんにとっては想定内のことではなかったのかなというふうに思います。

といいますのも、むしろこういったハンディとかマイナス要素以上に、東アジア諸国における日本企業の現在の国際分業ネットワークの現状とか直接投資の多さからも、日本企業のコストダウンとか収益向上、ビジネス環境の整備、こういったことを目指すために、ひいては、先ほど御紹介した政府の基本方針にも掲げる東アジア共同体の構築に資するために、東アジア諸国とは質の高い、

百二十点満点というふうに言われるかもしれないけれども、EPA締結をしていくことが優先されるんだというのがこれまでの政府の方針ではなかったかというふうに思うわけですけれども、谷垣大臣のこの点を踏まえての御所見をお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、EPA、FTAみたいなものは積極的に特にアジア諸国とは進めなければいけないと思っておりますし、スピード感も必要だと思っております。中国や韓国と比べると、日本が遅れているかのごとき議論もありますが、私は、今まで締結した協定の数で見ますと、えらく違うというわけのものでもないんだと思うんですね。ただ、やっぱり一種の、何というんでしょうか、モメンタムというのか、やつぱりやるぞというときにやらないとなかなか進まないことがございますので、EPAというようなことで多角的にできれば一番それがいいんじゃないでしょうか。でも、それぞれの実情によって物、投資、人の移動、知的財産権、協力、いろんなものがありますけれども、物で行けるところはまず物で行こうというようなことで、できるだけ、何というんでしょうか、できるものはつくっていくということと、具体的に議論をしていきたいと思っております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎ですが、今日、農業のいわゆる関税の問題について集中的に少しお話を伺ってみたいと思っております。

そこで、まず最初に、日本の農業の付加価値産出額、これは一体、最新の情報ではどのぐらいになっているのか、副大臣、よろしくお願いいたします。

○副大臣(三浦一水君) 峰崎委員にお答えいたします。

我が国の農業の総生産額、GDPにつきましては、国民経済計算、内閣府によりますと、平成十六年で約六兆九千億円となっております。一方、農業を含む全産業のGDPは四百九十六兆円とい

うことでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、私ども聞いている限りでは、GDPの1%、おおよそというふうに理解しているんですが、それはそれでよろしゅうございいますか。

○副大臣(三浦一水君) 先ほどの数字で割りますと、私どもの求めました割合では一・四%ということでございます。

○峰崎直樹君 多分それは農林水産部合わせた産出額ではないかと思うんですが、その点、農業だけというのは出てまいりますか。

○副大臣(三浦一水君) ただいま申し上げましたのは農業だけということでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、今度は予算をお聞きしますが、日本の農業に掛けている予算は、国のレベルでは幾らなのか、それから、都道府県レベルでは幾らなのか、それから、一国全体で見たらどのぐらいなのか、市町村も入れて、このおおよその、推計値になると思いますが、どのぐらいの金額になっていきますか。

○副大臣(三浦一水君) 国のレベルにおける農業関係の予算につきましては、平成十七年度の当初予算で二兆二千六百一十一億円となっております。また、都道府県レベルにおけます農業関係予算につきましては、平成十五年度決算で二兆三千八百九十億円となっております。さらに、市町村レベルにおけます農業関係予算につきましては、平成十五年度決算で一兆三千七百八十四億円となっております。

以上を単純に合計いたしますと六兆四程度になると推計をされますが、予算の重複等が含まれておりまして、この点は留意が要することかと存じております。

○峰崎直樹君 そうすると、付加価値を生み出したのが六兆九千億、約。そして予算は六兆四掛けていると。これには人件費入っていませんね。

それで、人件費についてお聞きしますが、日本の農業に従事している国家公務員、それから地方公務員の数とその人件費は大体どのぐらいになる

と推計されていきますか。

○副大臣(三浦一水君) 平成十七年度末におけます農政関係に従事する国家公務員の定員数は、農林水産省全体から林野庁、水産庁の職員を除いた分で二万三千三百八十一人でありまして、また、平成十七年度予算におけますその人件費は二千四百二十八億円でございます。

一方、平成十七年度におけます農政に従事する都道府県及び市町村の職員の定数は、それぞれで四万六千人、市町村の方が約三万四千人で、合計約八万人でございます。都道府県、市町村の総人件費にそれぞれの農政に従事する者の比率を掛けまして農政に従事する者の人件費を推計いたしますと、都道府県が約四千四百億円、市町村が約二千五百億円、合計六千九百億円と試算いたしております。

○峰崎直樹君 国の方が二千三百二十八億円、都道府県が四千四百億円、市町村が二千五百億円とすると、これ約一兆円になるんじゃないですか。あるいは九千三百億ぐらいになるんじゃないですか。ちよつと数字が何か合わないような気がするんですが。

○副大臣(三浦一水君) 六千九百億円は都道府県と市町村の合計でございます。

○峰崎直樹君 はい、分かりました。

そうすると、今足してずつと二と三、今ありました、農業予算を含むと六兆円。そして、日本の農業に従事している国家公務員の人件費入ると、国及び地方公務員を合わせると約九千億。そうすると、日本の付加価値額と、農業予算と農業に従事している人の人件費を合わせるとほぼ同じになつちゃうんです。

そこで、さらにお聞きしますが、農業に関して税制上の優遇措置はどのぐらい実はこの単年度で掛けているんでしょうか。――質問、ちよつと。

農水省から来たデータを見ますと、四十六億というふうに聞いているんですが、実は今皆さんのところに、お手元に配った一番上の表を見ていた

だいたいわけです。

農業が生み出す所得に対して国民がどれだけ負担を分担しているのかということについて、平成七年度について、平成七年度というのは一九九五年度です、大分古いんです。

私は、このいわゆる奥野さんと本間さんが書かれた「農業問題の経済分析」を読んで唖然とした数字であるがゆえにこれを実は出してきたわけでありまして。直接補助金や減反制度の維持のために中央、地方純計で六兆一千二百六十六億円、当時。農業農村整備事業関係費、財政投融资を含んで、これが一兆三千九百九十九億円、これは平成九年度です。優遇税制はどうもけたが二けた違うんですが、四千八百六十九億円なんです。

これ何で調べているかというと、非課税等特別措置あるいは租税特別措置ということで四十六億かもしれないけれども、本則で、例えば軽油の税は農業関係は無税です、そういうものが全部本則で入つてきて、そういうものの優遇税制はどのぐらいあるのかということ、この段階において実は推計したのが四千八百六十九億円なんです。けたが二けた違います。

これは、農水省は、これ計算しないとならないんですよというところで持ち越しになっていきますから、後で結構でございますので、現時点において優遇税制はどのぐらいの金額になっているのかというのを教えていただきたいと思っております。これは、奥野さんと本間さんが書かれた中から私が引用しております。

それから、輸入規制に伴う消費者負担による所得保障が九千三百億と。合わせて八兆八千四百九十四億円というふうに出て、農業が生み出す付加価値額が七兆五百四十八億円、差引き、付加価値よりも農業に係る財政や税制で予算上措置したものが多いいんです。

これ、三浦副大臣、これ農業というのは産業として成り立っているんでしょうか、どうなんでしょう。

○副大臣(三浦一水君) この奥野、本間先生の資

料でございますが、試算に基づくものと理解をしております。

しかしながら、私が私見として考えますのは、農業は現状においては産業的役割を十分に果たしているというふうには私自身は感じております。

○峰崎直樹君 この掛けた費用よりも、いいですか、掛けたコストよりも産出額が少ないということに起きているわけですよ。そうすると、掛けた予算をそのまま何も、お金を農業に使わないで、それぞれの人がお支払いした方が早かったんじゃないんですか、これ。そういうデータになっているんじゃないですか。

それで、先ほど何度もGDP幾らか、日本の農業の予算は幾らか、従事している国家公務員の問題幾らか、税制は幾らか掛けているのかということ、まだこれは先ほどの数字は、最新の情報については関税化でどのぐらい守られているのかということについて私聞いていませんから、それに加えると、先ほどの付加価値六兆九千億円をはるかに凌駕しちゃうんじゃないですか。そうすると、掛けたコストよりも付加価値額が生み出されたものが少ないという結果になっていると、これはどう見ても産業としてはこれ成り立っていないというふうには見られないんじゃないかと思うんですけれども、改めて三浦副大臣の御見解をお聞かせしたいと思います。

○副大臣(三浦一水君) 農業予算の中で、いわゆる農村の振興に結び付くもの等々が含まれております。この部分もいわゆる直接補助等には換算をされているわけでございます、すべてがいわゆる農業生産に直接回ったものということはこの推計から読み取れるというのには無理があるのではないかと、その点御理解いただきたいと思います。

○峰崎直樹君 農業の多面的機能の貨幣評価というのが出てますよ。これ三菱総研で何兆も出てますよね。これも計算の仕方によって幾らでもあるんです。

私が聞きたいのは、こういういわゆる市場外の問題と、その市場の問題とはやっぱりきちっと分

けて考えないと、要するに経済的に、産業という以上は、要するに投入した労働力、投入した資本、そういったものが付加価値を生み出して、それは投入したものに実は生み出さなきゃいかぬわけですよ。貨幣で計算できないものがあるんですよというふうになってくると、じゃ貨幣でできないもの以外のところには経済外的、要するにプラスの作用もあるし、例えば農業がもたらすいわゆるマインスマ要素もあるわけですよ、当然のことながら。例えば、ふん尿を垂れ流すとか、いろんなものが出ていますよ。そういうことを含めて、それはそれでまた別途考えなきゃいけないので、今の大臣のお話についてはちょっと私はや

ただ、農業を僕は大切にすべきだという考えは持っていますから、今の現状は余りにもひどくありませんかということとをまず冒頭、私は皆さんにお話を申し上げたわけでありまして。

さて、そこで、今日の本題に移るわけでありまして、要するに今度は関税化をしたり、あるいは納税者が負担をする農業への補助の支払というの、OECDが開発したPSE、生産者支持推定量というのがあるそうでありまして。このPSEの定義というのは、そこに四角の囲みに書いておりましたけれども、内外価格差掛ける生産量プラス納税者が負担する農家への補助・支払と。納税者が負担する農業への補助・支払が、先ほど言ったような六兆九千億円を超えるようなものになってくるわけですね。

そこで、各国のPSEの状況で、日本とアメリカとEUを取り上げてみました。一番新しい二〇〇四年のPSEは、日本は四百八十七億ドル、約これ五兆五千億ぐらいでしょうか。米国はそれよりちょっと少ないんですよ、四百六十五億ドル。EUは非常に大きくて一千三百三十四億ドルです。そのうち、消費者の負担割合というのは価格支持なんですよ。要するに関税なんですよ。これが日本は九一%、約五兆円と言われているんです。そして、アメリカは三五%、EUは五四%。

下は、同上の、同じ消費者負担割合で、今から二十年近く前はどうかだったのかというところ、日本はそのときも九〇%。ほとんど要するに価格支持政策で頼ってきたことが変わって来たと。ところが、アメリカやEUは減り始めているわけですよ。特にEUなんかは八五%から五四%、価格支持政策から所得支持政策へ移って来ているわけですよ。

これを我々はきちんとやらなきゃいけないんじゃないかというふうには思うわけですが、大臣、この各国のPSEの状況を見てどのように考えられるか、ちょっと御意見を聞かせください。

○副大臣(三浦一水君) 関税や補助金により農業に対する国民の負担につきましては、関税あるいは国境措置の面では我が国の農産物の平均課税率は一二%という試算がありますので、為替あるいは国際価格の変動等、農産物の、また加えて品質の格差といった問題がありまして、不確定要素に基づく問題が幾つかあります。

また、補助金などの面では、その内容が農業以外の分野に裨益する場合が多々あるということ、計量的にこの補助の問題を試算を行うことは非常に困難であるというふうには理解をいたしております。

○峰崎直樹君 昨日も農水省の人が私の部屋に来て、そのやり取りをさせていただきまして。要するに、アメリカから安い牛肉が入ってくる、オーストラリアから入ってきたときに日本の関税が掛かっている、これを関税をなしにしたら一体どういうふうになりますかねというの、それは恐らく高級牛肉が、日本の和牛の安いのは、恐らくそれはいろんな意味で変化してくるんだと思うんです。そういう意味での差というのはもちろん私もあると思うんですが、問題は、やっぱり国民にとって高い、関税率が非常に高いもので実は私たちの価格が形成されているわけですよ。それで、各国の政策比較というところを見てく

ださい。関税率が一〇〇%を超えているのは二つ、雑豆とコンニャクイモ。コンニャクはたしか一七〇%、十八倍ぐらいだと言われている。五〇〇%から一〇〇%の中に米と落花生が入るんですよ。落花生というのは千葉県の特産でしたかね。米は入ってくるんですよ。これは八〇%取っています。それから、三〇〇%から五〇〇%の関税がバターと砂糖だ。二〇〇%から三〇〇%は小麦、でん粉、生糸などが入ってくるということで、要するにずっとこれ高いものを買わされているわけですよ。

問題は、これを下げたらどうですか。ところが、今度与党の出された直接支払における政府案というのを見ると、このことについては実は内外価格差というものはほとんど変えようとしていないんですよ。何をされているかというと、政府は農家の保証価格と国内の市場価格の差を補てんするという所得政策をやるんですよ。

これでは消費者には何のメリットもないし、農家にとっても、私は自民党で唯一評価しているなと思っているのは、その直接支払の対象となる農家は経営規模が北海道十ヘクタール、都府県では四ヘクタール。この基準がいいかどうかは別にして、そういう特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織と、経営規模は二十ヘクタールと。

要するに、こういう農業を専業にするところの人たちに集中的にやろうというのはいんだけれども、でも、いかんせん、いわゆる保証価格のところまでしか保証しない、内外価格差の一番の根っこのあるところの価格まで下けないという考えになっているわけですよ。

私は、ここまで下げないと日本の農業の構造改善は進まないんじゃないかと思うんです。と同時に、これこそが、ドーハ・ラウンドの中において、あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドもそうだったんですよ。日本の農業の中で絶えず米の問題を聖域に持ち出して、そして、これだけは守っていかなくちゃいけないということでミニマムアク

と。

と。

と。

と。

セス米入って、関税化したけれども、ミニマムア
クセス米入った途中で、ああ、これは大変だと、
食料自給率ますます下げてしまおうということに
なっちゃったわけですよ。

三浦副大臣、こころは、いわゆるドーハ・ラウン
ドを含めて、今の政府が考えているやり方、私
は、これ私の個人的な見解になるんですが、民主
党の考え方にもなっておりませんから。だけど、と
にかくこの関税のところまで全部下げた。どの
ぐらいのその価格、いわゆるその効果があるん
でしようかね。どのぐらいの金額的にそれは下がる
ことになるんでしょうか。おおよその金額で結構
です。

○副大臣(三浦一水君) ちょっと、今その試算を
持ち合わせておりません。

○峰崎直樹君 それで、いわゆる、奥野先生とか
平成七年に調査したときに、輸入規制に伴う消費
者負担による所得保障は九千三百億です。先ほど
のPSEのところの金額でいうと、おおよそ約五
千億ですよ。多分それぐらいよりももうちょっ
と私は大きいんじゃないかと思っているわけ
です。

そのいわゆる価格が下がることに對して直接所
得保障をすることによって、所得保障することに
よって、今二種兼業農家は所得どのぐらいありま
すか。二種兼業、零細な農家で、そういう人た
ちの所得はどのぐらいあると思えますか。

○委員長(池口修次君) 三浦副大臣。

○峰崎直樹君 いいです。一番、私のつかんでい
るあれでは、兼業の零細農家は七百九十二万円と
いう数字を聞いています。そのうち、稲作でどの
ぐらい収入があると思われませんか。

○委員長(池口修次君) 三浦副大臣。

○峰崎直樹君 これも、じゃ私の方で答えましょ
う。十二万円なんです、十二万円。そうですね。
七百九十二万円、うち稲作から入ってくるいわ
ゆる純収入が十二万円と、こういうふうな平均値
が出てきているんです。

私が言っているのは、こういう専業農家、専業

農家はむしろそれよりも所得低いんですよ。つま
り、専業農家で規模の大きい農家よりも、兼業農
家で二種兼業の人の方の所得の方が高いんです
よ。いわゆる雇用者所得に、生産性が高まって、
そしてその時間、労働時間が短くて済む。だか
ら、土曜日、日曜日にトラクターとか何かやっ
て、あとは適当に時間を取ってやれば、今の農業
は立派にやっているとかなるものになっているわ
けですよ。これは、本州のいわゆる兼業農家のと
ころは随分そういう農家が多いですよ。こういう
農家は、私は、逆に言えばもう賃貸で出したらど
うですか。その直接支払をすることによって、
この方々がその賃貸で支払って、いわゆる地代を
もらって、そして大規模化したらいんですよ。

私も前にも予算委員会で質問したことあります
が、日本で一番大きい田んぼの面積というのは、
今十一町歩ですよ、一つの面積で。こうなる
と、もう完全直まき方式で、そして、あのときは
ヘリコプター使っていたかどうかは分かりません
が、種まきやそういうものも全部実は機械化が進
んで非常にコストが下がってくるんですよ。

だから、土地利用型の農業におけるいわゆる競
争力というものをしっかりと確保するためのいわ
ゆる土地の集積、そしてそこにおける直接支払を
導入することによって農業の構造改善というのは
しっかりと私は進むと。私はそのことを、やはり
今の農業について、これ一面だけですよ、後でま
た二面、今から何年前なんという話してあります
けれども、このことをしっかりとやらないと農業に未
来はないんじゃないかと思うんですよ。どうで
しょうか。

○副大臣(三浦一水君) 今現在のWTOの交渉と
も深く関連を部分かなと思っていて、若干そ
の部分も触れさせていたみたいというふうにし
ていますが、交渉におきましては我が国の主張が最
大限に反映をされなければいけない。現在の
状況でいいますと、上限関税を阻止し、重要品
目を確実に担保していくという方向であります
が、構造改革は構造改革で一方で進めなければな

らないという状況にあるのかというふうに感じて
おります。

WTOにおけます国際規律の強化に対応をしな
ければならない。そして、すべての農業者を対象
としながら、品目別に講じられている対策を先生
御指摘のように見直しをし、施策の対象を担い手
に絞った上でその経営の安定を図る政策に現在転
換をしつつあるわけでございます。十九年の導入
に向けて今回、国会に法律も提案している
ところであり、この点は十分に進捗を図ってい
たいというふうに考えております。

○峰崎直樹君 三浦副大臣、農林水産委員会では
ないんだから、ここの議論がある意味では集中し
なくてもそれは仕方ないのかもしれないけれど
うにこれ議論をかみ合わせてやらないと意味がな
いと思うんですよ。今私の質問したことにはほ
んどまともに答えておりません。

私が言っているのは、要するに、八〇〇%にも
なんなんとするお米、あるいは三〇〇%、五〇〇
%、乳製品やいろんなある、それをとにかく一〇
〇%まで下げましよう、そして下げてその分を
直接支払に回して、そして土地を集積させながら
農業構造改善というものが一層進むんじゃないの
かと、こういう私は考え方を持っているわけ
です。

その意味では、今のドーハ・ラウンドやある
はこれからの、さつきFTAの問題ありましたけ
れども、とにかく日本が国際的な自由貿易ある
はWTOを結ぶときに絶えずこのいわゆる農業の
高関税の問題がネックになってくるというのが今
までの例なんです。

そこで、谷垣大臣も、後でこのいわゆる高率の
関税をどのように下げていくかと、ここをしっか
りすれば自由貿易のやっぱり世界における私は
リーダーになれると思っているんですよ。それを
やっぱり進めなさいと思っているんですよ。それ
が、もう一つ私は、今の話をすると、何でも生産
性を高めて、規模を高めていけばいいというふう

に思っているわけではないんです。

私は、実はこの食料自給率というときに、穀物
自給率とカロリー自給率以外に付加価値自給率と
いうのを入れてもらいたいと思っているんです
よ。何かというと、今でもたしか価格でいって
自給率八割ぐらい行くんですよ。要するに日本の
農業の持っている輸出競争力、これはよく総理が
おっしゃっています、そういうものも含めて多様
な農業がそこで成立して、片方は土地生産性が非
常に高い土地集約型の農業をやる、片方は有機農
法をやるかもしれない、あるいは果樹に特化する
かもしれない、そういう形で結果的に、私は、そ
の付加価値自給率を一〇〇%以上にするといい
ことが私は日本にとつて非常に重要なんじゃない
かというふうに思っている一人なんです。

そのことは、時間がもう二十分までですからあ
りませんので、そこで谷垣大臣にもお聞きしたい
んですが、そういう意味で、この農業における高
率関税、もちろん今WTOやFTAでネックに
なっているのはこれだけじゃありませんよ。例
えばフィリピンなんかへ行くと、雇用の問題なん
かがどれだけ入るかがネックになったりしてい
ますんで、それはまた別問題として、ただ、途上
国と議論するときは必ずやはり農業問題が出てく
るんですよ。だから、早くそこを理論的にきちん
と整理をして、国際的な自由貿易体制を
しっかりとっていくということが私は非常に重要
な今戦略的な課題じゃないかと思っているん
です。

次の総理大臣候補と思われる、私も四人の
中では一番谷垣大臣がすばらしいんじゃないかな
と思っている一人なんです、谷垣大臣、こころは
しっかりとやはり、日本の農業の在り方を構造改
革するためにこの高率関税の問題をどのように
扱っていったらいいのか、御所見を伺いたい
と思っております、どうぞ。

○国務大臣(谷垣一君) この問題は今、中川昭
一大臣の下で三浦副大臣等々も懸命に取り組ん
でおりますので、余り横から勝手なことを申し上げ

げてはいけないと思っております。

ただ、農業の場合は、先ほどのからの御議論でもありますが、多面的な機能もございますし、それから今構造改革の努力もいろいろやっておられます。今度の法案も担い手に向けてどうやって所得保障をしていくかというようなことも取り組んでおられますので、そういうことも十分視野に入れていかなければならないと思っておりますが、他方、今委員がお話しのように、WTOやいろんななかでEPAの動きの中で日本が取り残されてしまつても困るわけでございます。

ただなかなかこれ一般論として言にくいのは、個別品目ごとに置かれている状況が相当違いますので、個別品目ごとにやっぱよく見ていかないと、なきやいけないんじゃないかと、こう思っております。まして、大変一般論的な御答弁でございますが、よく農林水産省とも協議をさせていただきたいと思っております。

○峰崎面樹君 最後に、私は、今いわゆる米なんかは例外的に高い関税率を認めさせようとしているんですけども、どうもその例外を設けるのは多分にいわゆるこの関税の高いものをどのぐらいの率で下げるかというところの例外だとかなんとかということが議論されているのであって、どうも今農水省が進めようとしている流れからいくと、やがて米が今度は八〇〇%が六〇〇%になるかもしれない、七〇〇%になるかもしれない。しかし、やがてはこれずつんずつんそのことににきよめて、あのウルグアイ・ラウンドのミニマムアクセスと同じで、必ずその高額関税を認める代わりにそれに対応するお米を輸入しなきゃいけない、もう絶対的に。そういう形になっていくと、何だかかえって食料自給率を高めていくのに逆行するようなことになりはしないかなというふうに思えてならないわけです。

そこら辺が非常にバラドックスがたくさんありますので、今日はそのバラドックスを全然十分答えておりませんし、私のように北海道にいて、もう何十町歩もあるような田んぼを耕している人た

ちを相手にしているのと、本当に一町未満の非常に零細なところの農家を抱える方と考えるのが違ふのかも知れませんが、やはり冒頭申し上げたように、産業として農業が存在する以上、私は、やはりその意味で付加価値をより高めていき、そしてドーハ・ラウンドをしつかり乗り切っていくために日本が本当にリーダースhipを取つていかなきゃいけない、そういう大切な時期に来ているんじゃないのかということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（池口修次君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、富岡由紀夫君が委員を辞任され、その補欠として山根隆治君が選任されました。

○大門実紀史君　大門です。今回、関税定率法の改正は我が党賛成でございます。ずっと反対をしてきましたけど、歴史的に賛成に今日は回りまわります。

今、農業のお話ありまして、私も思うこと一杯ありまして本当は議論に参加したいんですけれども、まあ別の機会にしたいと思いますが、今回のマレーシアとのEPAとの関係で農業問題、具体的なことだけ確認させていただきたいと思ひます。

今回のマレーシアとのEPAが日本の生産農家にどのような影響を与えるのか、農水省の方から教えてもらえますか。

○政府参考人(増田敏明君) 大門委員の質問に答えさせていただきます。

マレーシアとのEPA交渉に当たりましては、農林水産業の多面的な機能や食料安全保障の確保、我が国の農林水産業の構造改革の努力などに悪影響を与えないよう十分留意し、農林水産物の関税交渉等に取り組んできたところでございます。

その結果、マレーシアとの協定におきましては、我が国の基幹品目や地域の重要品目などにつ

きまして、個別品目の事情に応じ関税撤廃の例外品目としたり、経過期間を設定するとともに、関税撤廃、削減により輸入が急増し、国内で影響が生じた場合に発動できる二国間セーフガードを確保するなど、国内農林水産業への悪影響が極力生じないよう措置したところでございます。

○大門実紀史君 熱帯果実について若干心配な声が出ていますが、いかがですか。

○政府参考人(吉田岳志君) 我が国の果実生産に對する影響についてのお尋ねでございますが、マレーシアとの交渉に当たりましては、マレーシア側の理解を求めながら、国内果樹農業への影響を極力回避するよう粘り強く交渉を行ったところでございます。この結果、センシティブ品目でございますパイナップルにつきましては関税撤廃等の対象から除外をいたしました。

また、國産果実との競合が少ない熱帯果実につきましては、即時、関税撤廃を行いましたけれども、マレーシア産の生鮮果実の多くの品目につきましては既に特惠関税が適用されておりまして、実質上、無税又は低税率のものが多くございます。さらに、植物検疫上の理由から輸入が禁止されているものが多くございます。

以上のことから、今回のEPAによります国内果樹農業への影響は少ないものというふうに考えていきます。

○大門実紀史君　ありがとうございました。
例えば、沖縄でマンゴーを生産していますけれども、沖縄のマンゴーとマレーシアのマンゴーと

いうのはもう種類が違って、沖縄のマンゴーは高級品といいますか、差別化しているわけですね。関税ゼロでもそういう差別化戦略を取ったものは日本の中で競争力が十分あるところと、いろいろ農業の在り方のいいヒントになるといふふうに思います。

もういろいろ議論ございましたので、アジアの話のついでにODAについて、谷垣大臣に、残った時間、幾つかこのほか話題になっていることも含めてお聞きしたいと思います。

一つは、草の根無償資金協力というのがございまして、先日、私、ODA特別委員会でのこの草の根無償資金協力というのはNGO、各国の途上国のNGOがいろいろ頑張っておられるんですけども、そういうNGOを通じて無償資金の協力をするんですが、今までは保健とか教育とか環境分野で、いわゆる物的なものしか支援は行いません、か、そういう物的なものにしか支援は行いません、ということでしたけれども、この前、ODA特別委員会でも麻生大臣と金田副大臣が、これから、私が提案したのは人材育成ですね、そういうプログラムにも、ソフト部分にも出すべきではないかと申し上げたら、検討していくといいますが、具体的にもう上がってくれば審査していただけるということに前進したわけですけれども、これは具体的に現地のNGOから現地の大使館に行つて、大使館から外務省の本省に行つて、案件がですね、で、財務省の主計局に回つてオーケーサインが出るという仕組みらしいですけれども、財務省の方もそういうふうな変化があるということを踏まえていただいてこれから案件の審査にかかわっていただきたいのと、谷垣大臣として、そういう物だけではなくて、特にこういうNGOの無償協力というのはそうなんですけれども、人材育成プログラムとかそういうソフト部分に、もちろん審査はきちつとやつて、何でも出すわけじゃありませんが、これから重要になってくると思いがすが、まず谷垣大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) ODAに対する基本的な考え方というところと大上段に振りかぶるんですが、いつぞやロンドン・タイムズに記事がございまして、要するにODAをやるときに、先進国が釣った魚を分けてやるというようなことよりも、むしろちゃんと釣れる、魚を釣れる釣りざおを分けてやった方がいいじゃないかというような御議論が載っております、私、全く同感なんです。ですから、それはもちろん円借款のような場合

にも長い目でクレジットカルチャーみたいなものを育てていくとか、物を渡す、金を渡すというだけじゃなくて、それを運用していく能力といひますか、そういうようなものがやはりこれから大きな意味合いを占めてくるんじゃないかと私は思っております。

ですから、今のお話のように、我が国から例えば機材を供与する、それで事足りるというようなことでは効果的な支援につながらない、私もそれはもともとだと思います。それが有効に活用されていくためには、人材育成その他のソフト面からの支援ということが大変重要であると思っております。

それで、今の我が国のODA援助形態別に見ますと、今御指摘のありました草の根等の無償資金協力、無償資金協力のほかに技術協力として現地からの技術協力プロジェクトとか、あるいは途上国からの研修員受入れ事業、こういったことがJICAなどを中心にいろいろ行われているわけでございますけれども、単に機材を供与して終わりというだけじゃなくて、NGO等々がどうそこにかんでいくかというようなことも織り交ぜながら私どもも査定をしていくと、そういうことが大事ではないかというふうに思っております。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

この問題は今後、今話題になっておりますけれども、中国とのODA考える上でも重要になってくるんじゃないかと思ひます。その中国の問題で、今いろんな議論がありますけれども、谷垣大臣のお考えを、この前中国行つてらっしゃいましたんで、それも含めてお聞きしたいと思ひますけれども。

中国への円借款は段階的に減らしていくと、五年ぐらいをめどに、ゼロにしていきたいという、新規案件はゼロにしていきたいことですが、でも、無償と技術協力、今申し上げた人材育成とか環境分野の方にシフトしていくという方向が出ておりますけれども、これ、私は妥当な方向だと思っております。

これは中国側としてはこの方向にはおおむね合意しているような話を聞きましたけれども、中国側は今のところどういふ対応なんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 中国向けの円借款につきましては、中国の経済発展が大変なものがございまして、それによってやはり援助需要も大きく変化しているんだらうと思ひます。また、我が国の国内のいろいろな見方もございますので、二〇〇一年策定の対中国経済協力計画というのがございますが、それに沿って、従来のような沿岸部の経済インフラ中心の支援から、内陸部を中心とした、今おっしゃった環境とかそれから人材育成等の分野へ対象の絞り込みを行つてまいりまして、その結果、規模は大幅に縮減してきているのが現状でございます。

それで、今後の中国向けの円借款につきましては、二〇〇八年に北京オリンピックがございましてけれども、それまでに新規供与を円満終了するという方向につきまして、昨年四月ですか、日中外交談で共通認識、日中の共通認識になっておりますので、政府としては今後ともこれまでの日中間の協議内容に基づいて協議を進めていくということでございます。

それで、今おっしゃった技術協力や無償資金協力については、外務省等の所管でございますが、これはさつきからの御議論のような環境保全とかあるいは感染症ですね、こういった日中両国が直面する共通の課題に資する案件、それから日中両国民の相互理解あるいは交流の増進に資する案件を中心に、日中関係全体の中で実施していくというふうに理解しております。

この間の週末も中国に参りまして、中国側からは、年度末までに来年度の円借款が決まらなかつたことについては非常に残念だという表明がございましたけれども、先ほどの全人代でいろいろ決まった中で、やっぱり環境面等々に重視しながら経済発展を進めていく、エネルギーの効率性等々も重視して進めていくという方針を取られたように、金人慶財政部長からも私に全人代の議論の御

紹介がありましたけれども、そういう中でも特に環境面あるいはエネルギーの効率性というふうな面では日本からのその技術的な支援、こういうようなものを非常に期待しているという御表明がございました。

○大門実紀史君 今おっしゃいました〇五年度の円借款の先送りといひますか延期といひますか見送りについて、金部長から遺憾の意といひるか、そういうのがあったわけですね。

それは、先ほど言った全体の流れは、方向はそうなっている、ほぼ合意している中に、急に先送りされたといひことに對しては相当強い不快感があったような気がするんですけども、その辺は金さんはどういふふうにおっしゃったのかということ、谷垣大臣はどういふふうな、今回の先送りについてどういふふうにお答えになったのか、もう少し詳しく教えてもらえればと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 金人慶さんからは、今申し上げたように、年度内に決まらなかつたのは遺憾である、こういうことでございしましたので、私からは、三月までの供与決定、日本政府としても目指してきたんだけど、外務省を中心として調整してきたんだけど、四月以降にずれ込むことになった。

それで、政府としては、今後、日中関係の今後の状況も踏まえながら外務省を中心に鋭意調整を進めていくということをお願いして、それから、对中国円借款については、先ほどのような議論の流れを踏まえて進めていくという政府方針に変わりはなないということをお願いしたということでございます。

○大門実紀史君 今回、その円借款が年度内閣議決定見送られたというその背景でございしますけれども、この間の日中関係のいろいろな問題があつて与党の皆さんからも強い意見が出たといひことなどではなく、割と、言つてしまえば、実務的なものではない、政治的な判断で先送りになったといひふうには思ひますが、これは谷垣大臣御自身としてはいかに思われておられるのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、二国間関係、いろいろございしますけれども、大きな方針としては、先ほど申し上げたように、北京オリンピックまでに新規供与は円満に廃止していくという双方の合意があるわけですから、それに従つてやるべきことをやっていく。もちろん、日中間の今の状況等もいろいろ見ながらという前提はございしますけれども、そういうことではないかと思ひます。

○大門実紀史君 そうすると、外務省が判断といひますか、与党の中の、与党といひても公明党さんは違う意見があつたようございしますけれども、そういう、今回延期をしたと、閣議決定を見送つたといひことの政治的な効果といひますか、向こう側は余りインパクトとしてとらえていないといひことございしますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 向こう側のとらえ方といひるのは、私、金人慶さんじゃありませんから一〇〇%は答えられませんが、ただ、遺憾の意を表明されたといひことは、やっぱりインパクトを持つてとらえておられるんじゃないかと思ひます。

○大門実紀史君 ちょっとしつこいようすけれども、今、ただでさえ日中関係冷えておりますけれども、この延期そのものが更にちょっと雲行きを怪しくするといひますが、関係改善を遠のかせることになったといひふうなことなんではないか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は必ずしも関係改善を遠のかせることになったとは思ひておりませんで、私自身の日中関係の見方といひますのは、非常に、今も、貿易を考えましても、香港を含むと対米貿易よりも日本にとっては大きなものになっているわけですね。

それから、特に私の分野でいひますと、アジア金融危機以来、ああいうことが起こつたときに、また起こつたときに、これだけ中国が大きくなつてまいりまして、ああいうことが起こつてきたときに日中間の連携が取れないような状況であつた

らなかなかアジア金融危機の再発は防ぎにくいと、私どももそういうふうに出ておられますし、中国側も恐らくそういう認識があると思います。

したがって、そういうことをやったらいい、そういうことに向けて、アジア金融危機を二度と起こさないようにはどうしたらいいのかというようなことについては共通の理解と共通の利益がやはり存在しているという状況だと思えますので、まあ二千年の歴史がある長く深い関係ですから、時にやはりいろいろな波風が起ることは、私はこれはあることだと思っておりますが、そういう大きな長い流れを考えれば乗り越えていけるというふうに出ておられます。

○大門実紀史君 私は、去年、中国のODA視察行って、在り方そのものはこのままでいいのかといういろいろな問題意識を持っています。

ですから、全体として、円借款が、向こうの合意の上で数年間でゼロにしていこうというのは妥当だというふうに出ておられますが、そういう流れが国同士であるときに、何か小手先で、余り、何か急に、そんなに私は効果ないと思うんですけれども、そういうことをやるべきじゃないと。やっぱり国同士の、もつとどんと構えて、抗議することにするならするということを、こういう形で、延期という形でやるべきではなかったというふうに出、今日は、外務省に言うべきことですからけれども、思っておるわけですから。

そういう点では、日中関係、正すべきところは正しながら大事にしていってほしいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。

私は、今日は、農産物の関税引下げ、そして撤廃による国内産業への影響についてまずお伺いしたいと思っています。

日本・マレーシアのこの経済連携協定におきまして、日本による市場アクセスの改善として、先ほども出ましたが、マンゴーやパイナップルなどの熱帯果実の関税が即時撤廃されることになりました。このEPAにつきましては、フィリピン、

タイとは既に大筋合意済みであり、さらに、インドネシア、またASEANなど全体とも交渉中になっていきますが、東南アジア諸国とのFTAの締結が続けば、今後、熱帯産品の輸入増加が見込まれることになると思います。

そこで、タイとのEPAでは砂糖の取扱いがポイントになりました。再協議の対象となったと聞いておりますが、沖縄では特にマンゴーやパイナップルなど熱帯果実が今盛んに生産されていますし、しかもサトウキビは沖縄の主要産品でもあります。ですから、今後のこの交渉において、競争する品目としてやはり栽培しているその地域の事情に配慮していただきたいと思いますが、この件についての御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどの御議論のように、EPA交渉ですね、FTA交渉等々を積極的に推し進めようというのには我が政府の立場でございますし、これを今政府一体となつてやっているとありますが、今おっしゃったような農林水産物の関税交渉に当たりましては、まずその物資を所管する農林水産省が今いろいろ御努力をされているわけですね。

具体的に申しますと、多面的機能というものがそれぞれ農産品は持つておりますし、農林業は持つておりますし、それから食料安全保障というようなことも考えなければいけないと思えますし、さらに構造改革の努力というものと整合的なものでなければならぬだろうと。そういう辺りを十分配慮されながら農林水産省が調整に努力をしておられるわけでございます。

財務省としても、この税関、関税政策持つておりますので、そういった農林水産省とも十分連携を取りながら経済連携協定が国益にかなうものになっていくようにしなきゃいけないということと、私どもは具体的には、各農林水産物の国内における重要性というものを考えながら、必要に応じて例外品目とか関税割当てを設定すると、あるいは二国間セーフガードの導入というように農林水産省と協議をしながらやっていくということ

ことではないかと思っております。

○糸数慶子君 次に、税関の諸問題についてお伺いしたいと思います。

近年、我が国におきましては、出入国の客数の増加、あるいは輸出入申告件数の増加、あるいは社会悪物品、そして先ほどもありましたが知的財産侵害物品、あとまた偽クレジットカードなど密輸入事件が増大、さらにそれらが悪質化、組織化している状況において、またさらに治安、テロ対策への積極的な取組と、税関業務がより困難に、そして特殊な状況になっている現状を見ていきますと、そこで働いている税関の定員の確保は不可欠であるというふうに出ておられます。

財務省は効果的、効率的な税関の業務運営を行うためにどのように工夫がなされてきているのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(竹内洋君) 今、確かに委員御指摘のように、税関業務が増大かつ複雑、困難化する中で、税関におきましては、不正薬物、銃砲等社会悪物品、知的財産侵害物品あるいは爆発物等テロ関連物品の水際取締りの一層の強化に努めているところでございます。

こうした中で、税関といたしましては、通関情報システム、NACCSと申しますが、の機能の充実、あるいはまた大型エックス線検査装置及び後方散乱線エックス線検査装置の増配備等、あるいは今年の七月に予定しております税関機構の見直しなどによりまして、業務運営の効率化及び税関機能の強化に取り組んでいるところでございます。

また、お話のございました定員の確保でございますが、平成十八年度におきましては、国家公務員の定員について、政府全体としては五年間で五%以上の純減に取り組むという中でございまして、治安など、政府として重要施策に重点的に定員配分するとの方針の下で、水際におきましてテロ対策、密輸入取締り強化等のための要員としては二百二十人の新規増員を確保したところでございます。

○糸数慶子君 先ほど谷垣大臣からもございましたが、税関職員の定員なんですけれども、それについてお伺いしますけれども、二百二十人が新規増員されたというふうに御答弁ございました。

定員合理化計画によりまして、その中で百六十五人が削減されて、結果的には五十五人の純増にしかならないですね。今後、厳しい状況の中で、確保した定員をどのような観点から配置をしていくお考えなのか、特に東シナ海などの取締りのために要員をどのように配置していくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(竹内洋君) 確かに御指摘のとおり、結果的には五十五人の純増にしかならないわけでございますが、私どもといたしましては、税関職員の配置に当たりましては、従来より、事務の重点化、先ほども申し上げました機械化等により事務の効率化を図っているわけでございます。そういう中で、毎年職場の実態を踏まえて見直しを行ってきたところでございます。

今後とも、引き続き限られた人員の中で、お話のございました東シナ海などの取締りを含めまして、各事務部門の全体を通じた適切な要員配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○糸数慶子君 日本にとっても本場に重要な海域でありますこの東シナ海を担当しております沖縄地区税関では、昨年の七月の人事異動によって八名の職員が削減されたというふうに聞いております。

定型の事務量だけで人員配置を査定されていきますと、様々な業務を一人の職員が処理しなければならなくなるような、そういう配置では、職員の業務に対する士気や使命感を低下させるおそれがあると思えます。国民の安全、安心に關してもやはり税関業務というのは非常に重要であると考えますので、今年七月の人事異動では是非沖縄税関の職員の増員をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

平成十八年度の税関の関係予算では、沖縄地区税関に大型監視艇の配置が決定しています。これ

○政府参考人(竹内洋君) 税関では、水際におきます社会悪物品等の密輸取締りを行っているわけでございます。特に、洋上での取引や、取締りの手薄な地方港をねらった悪質、巧妙化する密輸手犯に対応するため、監視艇を配備いたしまして、海上巡回などによる取締りを積極的を実施しているところでございます。

これに加えまして、石垣港を出勤拠点とする大型監視艇、これは三十五メートル型でございますが、これを平成十八年度末に増配備することとしておりまして、これによれば、同税関が管轄いたしております広範囲な南西諸島海域、特に沖縄本島から遠隔な先島諸島海域における監視、取締まりの強化が図れるものと期待しているところでございます。

○糸数慶子君　政府は行政改革推進法を提出して、五年間で五以上の公務員の定数削減を提案

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、衆数委員がおっしゃったように、今後五年間で5%の純減を達成していくというのは、これは相当厳しい目標でございます。よほど腹を入れて、覚悟を込めてやらないと、なかなか必要な業務を賄い得ないという厳しい目標ではないかと思いますが、今の厳しい行財政の状況から見ると、やはりこの厳しさに

ておりますし、それから知的財産権の侵害物品というようなものを扱いますにつきましても専門知識等々がやはり要求されるということがございます。そういう中で、国際的な環境がよっぽど劇的に変化をしない限り、中期的に見れば、税関、治安を含めた、その中でも税関に掛かる負荷というのは、私はかなりあるだろうと考えておかなければいけないことだと思っております。

特に沖繩に關しましては、東シナ海に對するあらゆる取締りに關してもやはりその人員の配置とい

これは防衛施設庁の山内建設部長がお答えされましたが、在日米軍の再編協議が最終的な取りまとめの段階にあるなどの理由で、三月十六日の、那覇防衛施設局が移設に伴う各種業務調査の契約質調査の業務委託についてお伺いをしたいと思います。

の契約解除に至るまで、普天間飛行場代替施設の関連経費として総額でどれだけの予算を投じてこられましたか。これは歳出ベースでお答えをお願いいたします。

○政府参考人 鈴木正規君 平成十一年十二月に御指摘の普天間飛行場の移設に係る政府方針が閣議決定されておりまして、それ以降、普天間飛行場代替施設に関しましては、現地技術調査、それ

○糸数慶子君 このような多額の予算が無駄になつたわけですが、何事においてもやはり地元住

契約解除の問題に話を戻しますが、山内建設部長の答弁によりますと、契約を解除したのは、現地技術調査、環境影響評価、そして基本検討の三業務に係る二十件と、これを十三社としてその契約額がおよそ二十六億七千万円だと言われております。

を掘削して地質の調査を行うものであります。ところが、度重なる台風の接近や住民による工事の阻止に遭ったということで、一地点のボーリングも実施できなかったという状況であります。その上、この在日米軍の再編協議が進んで、辺野古沖案が見直されるといふ事態にありながらも、強行に工事を進めようとして夜間作業などを試みたというその結果です。

これ、二十億円も超過をしているわけですが、そこで財務省にお伺いします。このような事態を

招いていることについて、財務省は御存じでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) お話のような報道があることについては承知しております。

ただ、いずれにいたしましても、正に執行の關係でございますので、事実關係につきましては執行官庁にお尋ねいただければというふうに考えております。

○系数慶子君 結局のところ、防衛施設庁とそれから那覇防衛施設局は予算の裏付けもなく再契約という、これは財務会計上の手続も取らずにむやみに工事を進めていたということになるわけですが、まず、大変基本的なことを伺いたいと思います。

工事が何らかの形で遅れる、例えば台風の影響で工事ができなくなったり作業が大幅に延期されることになって、契約内容も見直さなければいけないような事態が発生したときに、工事の追加等があった場合にどのような手順を踏むべきなのか、財務省にお伺いいたします。

○政府参考人(鈴木正規君) 一般論として申し上げますと、当初予定していなかった事業を行う場合、あるいは事業に要する経費が増額が見込まれるような場合につきましては、契約の変更あるいは新たな契約ということを締結していただく必要がございます。その際の手続につきましては、会計法令等に定めがございますが、こうした契約の変更等が予算措置の範囲内であるか等について確認するというこの手続を取っていただくということになるわけでございます。

○系数慶子君 再契約の措置を講ぜずに業者に対して工事を引き続きさせていたという、これは単なる口頭での約束で作業をさせていたということになるのでしょうか。これについてはどなたの指示なのか、どなたがその責任を負うのか何一つ明らかにされておられません。

この問題は防衛施設庁自体で解決するつもりなのか、請求額も示さずに会社側と内々に協議をして、幹部職員として処分して終わらせるようになるのか、これはとても大きな問題であります。この問題の経緯の詳細を明らかにして、どこに問題があり、どのように処理したのか、これを明確にすべきだと思います。

最後に、防衛庁に伺いますが、事の詳細を明らかにして、どのように処理して、どのような措置を講じたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○政府参考人(山内正和君) お答え申し上げます。

委員御指摘の普天間飛行場代替施設に係ります地質調査四件及び海象調査一件の計五件、契約額八億四千万円の業務委託契約につきましては、去る三月十六日、那覇防衛施設局において契約を解除したところでございます。

本件につきましては、委員御指摘のような様々な報道がなされているところではございますが、現在、契約を解除したことに伴いまして、受託者との間で既に履行した部分の委託料について公式に協議を行っている段階でございます。

したがって、先般も御答弁させていただいたところではございますが、御質問の費用の額を含め、協議内容の詳細についてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。いづれにしましても、委員御指摘の点につきましては、現在はまだ、まだ会社との間で協議を行っている段階でございます。具体的には検討する、あるいは申し上げられる段階にないということにつきましまして御理解を賜りたいというふうに思っています。

○系数慶子君 やはり事をうやむやにしてはいけません。この予算の執行に関しましては、やはり大変重要な問題であります。適切に予算を執行していくという、その点から考えましてもこれは重要なことであるということを指摘して、質問を終わりたいと思います。

○委員長(池口修次君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税定率法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(池口修次君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、櫻井充君から発言を求められておりますので、これを許します。櫻井充君。

○櫻井充君 私は、ただいま可決されました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各党派並びに各派に属しない議員系数慶子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な観点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化

化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、FTA(自由貿易協定)の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(池口修次君) ただいま櫻井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(池口修次君) 全会一致と認めます。

よって、櫻井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣財務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(池口修次君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（池口修次君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（池口修次君） 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣財務大臣。

○国務大臣（谷垣禎一君） ただいま議題となりました独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、独立行政法人酒類総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講ずるものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（池口修次君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正

する法律案

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員第七條」

第十条」を「役員及び職員（第六條・第十一條）」に、「第十一條・第十二條」を「第十二條・第十三條」に、「第十三條・第十四條」を「第十四條・第十五條」に、「第十五條」を「第十六條・第十七條」に改める。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

第二章 役員を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十五條第一号中「第十一條」を「第十二條」に改め、同条第二号中「第十二條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第十七條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十六條 第十條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四條を第十五條とする。

第十三條第一項中「第十一條第一号」を「第十二條第一号」に改め、同条を第十四條とする。

第三章中第十二條を第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十條第二項中「第十條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条を第九條とし、第二章中同条の次に次の二條を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十條 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一條 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用に

ついては、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八條の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人酒類総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、引き続き独立行政法人酒類総合研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人酒類総合研究所（以下「施行日後の研究所」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二條第二項の規定の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人酒類総合研究所（以下「施行日前の研究所」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続きいて施行日後の研究所の職員となり、かつ、

引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続きいて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続きいて施行日後の研究所の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二條の二及び第十二條の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二條の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法

(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)
第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働

委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第六十四号)